

議案第二號

國有財産押下申請の件

警察法。施行により町に設置すべき自治体警察署は、その廳舎を新築すべきところ
財政上困難がある。で左記建物の押下を受け、之に充當し、
昭和二十三年一月十五日提出

福生町長 岸徳次郎

証

一 押下申請建物所有者
二 建物の名称
三 建物の所在地
四 建物の構造
五 坪数

旧福生町大字福生七四二番地
指本福生町大字福生八棟計一八坪
指本福生町大字福生八棟計一八坪

以上

義采等三拜

選挙管理委員補充員選挙の件

選挙管理委員補充員 全員(四名)欠員となったから選挙をお願い致し

昭和二十三年一月十五日提出

福生町長 岸 徳次郎

昭和三十三年第二回臨時町会々議録

一 昭和三十三年一月十五日臨時福生町会々福生町役場に招集す

一 應招議員名を如し

第一番	並	木竹	松
第二番	見	島	信一
第三番	横	田	壽照
第四番	天	野	由三
第五番	田	村	信
第六番	高	橋	角藏
第七番	村	尾	昌三
第八番	杉	森	真
第九番	加	藤	市藏
第十番	高	水	藤太郎



- 第十三番 設 樂 美 知
- 第十四番 川 窪 金 吉
- 第十五番 高 橋 三 郎
- 第十六番 田 村 福 一
- 第十七番 森 田 幸 藏
- 第十八番 森 田 誠 重
- 第十九番 羽 村 榮 吉
- 第二十番 平 井 初 之 郎
- 第二十一番 井 上 岩 次 郎
- 第二十二番 貫 井 伊 作
- 第二十三番 磯 村 武 夫
- 第二十四番 田 村 利 一

第二十五番

一 會議の事件左の如し

諮問第一 所内の字区域並びに字名変更改称の件

議案第一 昭和三年度福生町歳入歳出決算認定の件

第二 國有財産拂下申請の件

第三 選挙管理委員補充員選挙の件

第四 町村協議会設置並びにその規約に関する件

第五 國有財産貸付申請の件

一 議長（加藤市蔵）

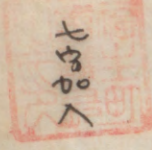
一月十五日午前九時開会を宣す

一 地方自治法第百三十一條の規定により議長の請により出席したる者凡の如し

町長 山岸 徳太郎

町長 齋藤 吉太郎

主事 内田 望 勇



書記 大野忠一

書記補 佐藤三郎

一本会の書記たる如し

囑託 内田 勇

大野忠一

一議長(加藤市蔵)一月十五日午前九時十分開議を宣す

一出席議員左の如し

並木竹松 児島信一 横田壽照

天野由三 田村 信 高橋角藏

村尾昌三 杉 森 真 加藤市蔵

高水藤太郎 設楽美知 川塞金吉

高橋三郎 田村福十 森田幸藏

森田誠重 羽村栄吉 平井初五郎

井上岩次郎

貫井伊作

磯村武夫

田村利一

一議長(加藤市蔵)本会の会期を一日とするもの

日程第一 諮問町内の字区域並に字名変更改称の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とするもの

一町長(津海太郎)土地の劃整と理施行に伴い、町内の字区域並に字名を改

更改称に付て、知事より諮問された旨を述べ

一某二五番(磯村武夫)書面の番地には不明な点、図面に説明を求め

書記 図面にこの区域を説明す

一某十八番(森田幸藏)福生町、字、今本町となるが、その小は大字の地名であり、

一議長(加藤市蔵)箇箇の字、この字を述べ

尚町会協議会當時の状況を報告す

一某十四番(川塞金吉)町会協議会に於て認められた区域と変更されたところが、

- 一 町長（岸徳次郎）当時日の変更よりたゞを説明す
- 一 第十八番（大村田幸藏）熊川牛込との関係について
- 一 町長（岸徳次郎）熊川牛込合はる牛川との関係はどのようにならう
- 一 第三十三番（平井初太郎）大宮福主宮本町其他どこなることか
- 一 第四番（三澤金吉）第十八番（大村田幸藏）第三十三番議案の議に賛成す
- 一 第三十三番（設楽善治）三番地は二つの町に分かたせようや
- 一 議長（加藤市藏）三番地はどの町に属するか同じ三番地が出来るとは
- 大宮福主宮本町其他どこなることか三番地が出来るとは
- 一 第三十三番（磯村武夫）大町合は議合の時、地をどの町に属するかに
- 一 町長（岸徳次郎）当時各部落の合合を三町に分けていたと云うが
- 一 第三十九番（大村田幸藏）どの件に二つは保留の場所はない
- 一 議長（加藤市藏）保留するの目を示さる

日程第二 昭和二十二年大福主町歳入歳出決算、件

- 一 議長（加藤市藏）本件は該会を有略するの目を示さる
- 一 町長（岸徳次郎）歳入歳出の概況説明す
- 一 第三十五番（三澤金吉）歳入の部年数料督促料は収入のどのようにならう
- 収入後（三澤金吉）説明す

- 一 第四番（三澤金吉）有略するの目を示さる
- 一 議長（加藤市藏）第四番議案についてこの議に賛成
- 町長議事録

- 一 議長（加藤市藏）賛成者全員の署名を認めることには決するの目と云う
- 日程第三 國有財産拂下申請、件

- 一 議長（加藤市藏）本件は議案として第一議合を要するの目と云う

書記 朗読

- 一 議長（加藤市藏）第五番議案は一町に於ける國有財産の
- 一 第三十三番（平井初太郎）大宮福主宮本町其他どこなることか

一 第五番(横田壽照)は、建物も現在使用している。終戦後の事務所その他、団体
との交渉について

一 町長(山内徳太郎)現在、警察委員会も今更替する旨を述べる

一 議長(加藤市蔵)本件及第五番議長は、町長に決定して、町長と合議に諮る

賛成 二の三あり

一 議長(加藤市蔵)全員賛成につき、町長に決定する旨を述べる

日経第四町村政委員会に於ける規約について

一 議長(加藤市蔵)本件も議題として第一読会を命じ、町長に決す

書記朗読

一 町長(山内徳太郎)選挙管理委員会補充委員四名缺員となつたを、選挙区を覆い

たい目と述べる

一 第八番(高橋角蔵)現在の管理委員、氏名を知りたい

書記 氏名の氏名を述べる

一 議長(加藤市蔵)選挙区について合議に諮る

一 第二十五番(磯村武夫)選挙委員を定めての選出したい

一 議長(加藤市蔵)選挙委員の選出方法について合議に諮る

一 第二十五番(磯村武夫)議長に任じたい

賛成 二の三あり

一 議長(加藤市蔵)全員賛成につき、議長選挙委員を定めての選出を命ずる

一 議長(加藤市蔵)選挙委員の選出方法について合議に諮る

一 議長(加藤市蔵)全会で決す (十時十分)

一 議長(加藤市蔵)二用会を命ずる (十時十五分)

一 議長(加藤市蔵)選挙委員会、結果を報告す

福生町長 福生五〇七番地 榎本牧宗
福生町長 福生六〇一番地 古谷重三
福生町長 福生二八五番地 井上嘉造

以上四名決定す

日程第五 町村協議会の設置並にその規約に関する件

一、議長（加藤市蔵）本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市藏)第一読会を閉く旨をよぶ

書記朗誦

一、所長（岸邊孝郎）提案理由説明す

一、第三番（平井初太郎）原案通り異議なきにつき直に確定議となしたい旨を述べ

一講長(加藤市藏) 第二十三番説に子会業に於ける

賛成
々々
起る

一議長(加藤市蔵)全員賛成につき、急務通過を決定する可きと認む。

目錄第六 國有財產貸付申請の件

一、議長（加藤市蔵）本件を議題とし第一読会を開くことを告ぐ

書記朗讀

一、町長（岸徳太郎）第二議案と共に説明の趣意である旨を説明す

一議長(加藤市蔵) 本件は某ニテ議案ニ付^{ニ付}原案通り決定す。日を以テ

一議長(加藤市蔵) 諮内第二弾の件については保留となつたが、田中議長は、この

決定した事項を、旨を會議に諮る。

尚大官能川令を字名改附する場合に充令地元の意向を参考すること。

又整理地以外の字名も東に改称したい旨を述べ

一、第三十六番(田村利一) 異議なしと述ぶ

用は書きたる

一議長(加藤市蔵)第三十番説につき人會議に詔り禁食成者に羣牛を命ず

聖學全書

一、議長(加藤市蔵)本件について異議ないものと決定する旨を述べ

會議錄是名議員送呈

一議長(加藤市蔵)署名議員の署名は指名推選により指名者を議決する

ハキ旨を會議に諮り、全員異議なきにすぎ指名推選により指名者を議決する旨を決定

一議長(加藤市蔵)左の者を指名する旨に會議に諮り、異議なく決す

杉森 真 高橋南藏 村尾昌三

一議長(加藤市蔵)會議を所する旨を宣す

一議長(加藤市蔵)第二回臨時町會を開會する旨を宣す

午前十一時五十分

右會議の題末を録し其の相違なきことを證明するため二に署名する

昭和二十三年一月十五日

福生町會議長

加藤市蔵

福生町會議員

全

全

議案第一號

福生町税及びその賦課徴収條例の一部改正の件

福生町税及びその賦課徴収條例の一部を次のように改正したい

昭和二十三年二月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎

條例第一號

福生町税及びその賦課徴収條例の一部を次のように改正する

町税賦課率又は賦課定額中

町民税 法定納税義務者一人につき八十圓

3. 自動車税 一輛につき 年税三十圓

議案第一號

福生町税及びその賦課徴収條例の一部改正の件

福生町税及びその賦課徴収條例の一部を次のように改正したい

昭和二十三年二月二十日提出

福生町長 岸 徳六郎

條例第一號

福生町税及びその賦課徴収條例の一部を次のように改正する

町税賦課率又は賦課定額中

町民税 法定納税義務者一人につき八十圓

自轉車税 一輛につき年税三十圓

町民税 法定納税義務者一人につき百六十圓

自轉車税 一輛につき年税百二十圓に改める

附則

この條例は公布の日からこれを施行し昭和二十三年度令から

これを適用する

但し 昭和二十三年度令の自轉車税については一輛につき

年税百二十圓とあるのを一輛につき年税九十圓と改め

替へるものとする